

J F E 東日本硬式野球部後援会規約

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 本会は J F E 東日本硬式野球部後援会（以下「本会」という）と称する。

(目的)

第 2 条 本会は J F E 東日本硬式野球部(以下「野球部」という)の各種後援活動を行うことを目的とする。

(活動)

第 3 条 本会は前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる活動を行う。

- ①野球部が出場する対外試合における応援・宣伝活動、試合情報の提供。
- ②野球部の強化を目的とした、練習等に使用する備品等の提供。
- ③ホームページおよび機関誌（以下、併せて「広報媒体」という）の作成。
- ④前各号のほか前条に定める目的達成に必要な活動。

(活動年度)

第 4 条 本会の活動年度（以下「本会活動年度」という）は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第 2 章 会 員

(会員)

第 5 条 本会は次の各号に掲げる会員によって構成されるものとする。

- ①一般会員 J F E スチール株式会社または J F E ホールディングス株式会社に在籍する社員の会員
- ②特別会員 一般会員以外の個人の会員
- ③法人会員 本会の趣旨に賛同する法人および団体の会員

(入会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者（以下「入会希望者」という）は、次の各号に掲げる入会手続を完了した時をもって、会員資格を得るものとする。ただし、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを総称して「反社会的勢力」という）に該当する者はこの限りでない。

- ① 一般会員としての入会希望者 本会所定の方法による入会の申込み
- ② 特別会員および法人会員としての入会希望者 本会所定の方法による入会の申込みおよび第 5 章に定める会費の納付

2. 入会希望者は、本規約および本会が別で定めるルール等に同意したものとみなす。
3. 本会は、入会時に提供された個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）その他個人情報の取扱いに関する法令およびガイドラインならびに本会が別で定める「個人情報管理規約」を遵守し、適正に管理する。

（会員資格の有効期間）

第7条 一般会員の会員資格は、前条第1項第1号に定める入会手続完了日から次条に基づき会員資格を喪失する日まで継続する。

2. 特別会員および法人会員の会員資格の有効期間は、前条第1項第2号に定める入会手続完了日から、入会手続完了日の属する本会活動年度の終期までとする。

（退会・会員資格の喪失）

第8条 会員は、退会を希望する月の末日までに事務局所定の方法で届け出ることにより、いつでも本会を退会することができる。

2. 前項にかかわらず、会員は、次の各号に掲げる場合に当然に会員資格を喪失する。

- ①一般会員の会費について、第20条第2項第1号に規定する方法による納付が行われなかったとき。
- ②一般会員が、JFEスチール株式会社またはJFEホールディングス株式会社を退職したとき。
- ③会員が反社会的勢力であると判明したとき。
- ④前各号のほか事務局が会員として不適切と判断したとき。

第 3 章 組 織

（役員）

第9条 本会は次の役員をおく。

会長	1名。
副会長	2名。
代表幹事	4名。
職場代表幹事	一般会員の在籍する各職場および各法人会員から最大1名ずつ。
OB会幹事	若干名。
応援団幹事	1名。
事務局長	1名。
事務局長補佐	若干名。
会計	1名。
会計監査	1名。

2. 会長は、本会に入会しているJFEスチール株式会社東日本製鉄所（千葉地区）所長が就任するものとし、本会を代表し本会の活動に関し一切を統轄する。
3. 副会長は、本会に入会しているJFEスチール株式会社東日本製鉄所（京浜地区）所長および

J F E スチール株式会社東日本製鉄所（千葉地区）副所長が就任するものとし、会長を補佐する。

4. 代表幹事は、本会に入会している J F E スチール千葉労働組合執行委員長、J F E スチール京浜労働組合執行委員長、J F E スチール千葉協力会会長および J F E スチール京浜協力会会長が就任するものとし、会長および副会長を補佐し幹事会を統轄する。
5. 職場代表幹事は、一般会員の在籍する各職場および各法人会員から各 1 名ずつ推薦された者の中から選任されるものとし、代表幹事を補佐するとともに、会員の募集および本会活動の宣伝活動を行う。
6. O B 会幹事は、特別会員のうち、J F E スチール株式会社および J F E ホールディングス株式会社に過去在籍していた者の中から選任されるものとし、会員の募集および本会活動の宣伝活動を行う。
7. 応援団幹事は、副会長および代表幹事を補佐するとともに、野球部が出場する対外試合における応援を統轄する。
8. 事務局長は、会員募集、会費徴収および本会諸活動に関する事務処理の一切を統轄する。
9. 事務局長補佐は、事務局長を補佐する。
10. 会計は、本会の会計事務を担当する。
11. 会計監査は、本会の会計を監査する。
12. 会長、副会長および代表幹事以外の役員は、会長が副会長および代表幹事の意見を聴いたうえで任命する。

（役員の任期および補充）

第 10 条 役員の任期は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。ただし、再任は妨げない。

2. 会長、副会長および代表幹事以外の役員について、転勤等やむを得ない事由により退任の必要が生じたときは、会長が当該役員の退任を決定し、前条第 12 項に準じて後任者を指名するものとする。ただし、後任者の任期は前任者の残任期間とする。

（幹事会）

第 11 条 幹事会は本会の重要事項を決定する。

2. 幹事会は代表幹事、職場代表幹事、O B 会幹事、応援団幹事、事務局長、事務局長補佐および会計（以下「構成員」という）をもって構成する。
3. 幹事会は代表幹事が全会一致のうえ招集するものとし、構成員の過半数の出席（本人以外の者による代理出席および委任出席を含む。）を必要とする。
4. 副会長が必要と認めたときは、構成員以外の本会関係者を幹事会に招致して、報告・説明・意見等を求めることができる。
5. 幹事会の議長は代表幹事のうち 1 名がこれにあたる。なお、議長は、代表幹事の互選により決定する。

（幹事会の決定事項）

第 12 条 幹事会は次の各号に掲げる事項を決定する。

- ① 本会の基本活動方針の策定に関する事項。

②本会の予算および使途ならびに決算に関する事項。

③規約の改廃に関する事項。

④その他会長が必要と認めた事項。

(決議)

第 13 条 幹事会の決議は、本規約に別段の定めがある場合を除き、代表幹事、職場代表幹事、OB会幹事、応援団幹事の過半数の参加をもって定足とし（以下参加者を「議決参加者」という）、議決は議決参加者の 2 / 3 以上の賛成をもって決する。

(事務局)

第 14 条 本会は一切の事務処理を行うため事務局をおく。事務局の運営は事務局長および事務局長補佐がこれにあたる。

第 4 章 会 計

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 3 1 日までとする。

(経費)

第 16 条 本会の運営資金は会費をもってこれにあてる。

(予算)

第 17 条 本会は毎年 1 回予算を編成する。

(決算)

第 18 条 本会は毎年 1 回決算を行うものとし、決算後すみやかに決算報告を行わなければならない。
なお、決算報告は広報媒体に掲載するものとする。

(会計監査)

第 19 条 本会の会計監査は毎年少なくとも 1 回以上行わなければならない。

第 5 章 会 費

(会費)

第 20 条 本会の会費は下表のとおりとする。

区 分	月額/年額	金額
一般会員	月額・賞与月(年 2 回) 計 14 回	1 口 100 円
特別会員	年額	1 口 1,400 円
法人会員	年額	1 口 10,000 円

2. 一般会員ならびに特別会員および法人会員としての入会希望者は、前項に定める会費を、次の各号に掲げる方法で事務局に納付しなければならない。

①一般会員は、入会月より、月例給与および賞与から会費を納付する。納付方法は、チェッ

クオフによる。

②特別会員および法人会員としての入会申込みを行った入会希望者は、事務局の指定する期日までに会費を納付する。納付方法は、現金ならびに振込みまたは電子決済のうち、事務局が指定した方法とする。なお、本会活動年度の途中で入会する場合も、年会費は減額されないものとする。

3. 納付された会費は、理由のいかんにかかわらず返還しない。

4. 本会は、第1項にかかわらず、野球部の都市対抗野球大会出場時において、事務局長の決定のもと、下表に定める臨時会費の徴収を行う事ができる。ただし、臨時会費は事務局が定める期日までに会員が任意に納付するものとし、納付方法は第2項各号に準じるものとする。

区分	会費	徴収方法
一般会員、特別会員	1口 1,000円	一括払い
法人会員	1口 10,000円	一括払い

第 6 章 付 則

(免責)

第21条 本会は、本会の活動に関連して会員に生じた損害について、損害賠償請求その他名目の如何を問わず一切の法的責任を負わないものとする。

(実施期日)

第22条 本規約は2003年4月1日より実施する。

以上